

議員提出議案第10号

再審法（刑事訴訟法の再審に関する規定）改正を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

令和7年(2025年)3月27日

提出者 八王子市議会議員 石 井 宏 和

賛成者 八王子市議会議員 綿 林 夕 夏

同 森 喜 彦

同 望 月 翔 平

同 市 川 克 宏

同 鈴 木 勇 次

八王子市議会議長

鈴 木 玲 央 殿

再審法（刑事訴訟法の再審に関する規定）改正を求める意見書

無実の方が、強引な捜査で自白を強いられるなどして有罪判決を受け、死刑や無期懲役等まで宣告される冤罪事件が、我が国では後を絶たない。後に再審で無罪を勝ち取った例も、足利事件、東電ＯＬ殺人事件、布川事件、昨年の袴田事件など多数あるが、袴田巖氏は40年以上も収監され、病を得て保釈された後のことであり、30歳でその後の人生を奪われたことになる。その他の事件の冤罪被害者も無罪放免されるまで長い年月を不当に奪われている。

2018年まで本市にあった医療刑務所では、帝銀事件、名張毒ぶどう酒事件で死刑判決を受けた死刑囚がそれぞれ再審請求中に亡くなっている。それぞれ遺族に引き継がれて、帝銀事件は第20次、名張毒ぶどう酒事件は第10次まで、弁護側から数々の新証拠が挙げられ再審請求が行われてきたが、これまではすべて棄却されている。

現行の再審法は審理の手続が明確ではなく、裁判官によって時間が空費されたり簡単に棄却されたりする「再審格差」があり、再審開始決定後に、検察官の不服申立てによって公判が中止される例もある。また、検察側が不利な証拠を開示しないことが、真実を明らかにする上で大きな妨げになっている。

こうしたことから現在、再審法の改正を求める動きが、関係者や地方議会、国会でも大きなうねりになっている。

よって、八王子市議会は、国会及び政府に対し、冤罪を晴らしたいと願う方の再審請求に速やかに応え、すべての証拠を開示した上で公正な審理を行うよう求め、以下の点を中心に、再審法を改正することを求めるものである。

1. 再審のためすべての証拠の開示手続を制度化すること。
2. 再審開始決定に対する検察官の不服申立てを禁止すること。
3. 再審における審理手続を整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年(2025年)3月27日

議長 名

衆議院議長	}	あて
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		
法務大臣		